地域こども支援ネットワーク事業における企業等からの支援に関する団体登録申込書

（様式第１号）

（提出先）地域こども支援ネットワーク事業事務局（大阪市社会福祉協議会）

平成　　年　　月　　日

地域こども支援ネットワーク事業において、企業等から物資の提供による支援の申出があった場合に連絡を希望しますので、裏面の約款内容に同意し、団体登録を申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ | |  | | | | | | | |
| 団体名 | |  | | | | | | | |
| 代表者氏名 | |  | | | | | |  | |
| 住所 | |  | | | | | | | |
| 電話番号 | |  | | FAX番号 | |  | | | |
| 連絡先（※１） | フリガナ |  | | | | | | | |
| 担当者氏名 |  | | | | | | | |
| 電話番号 |  | FAX番号 | | | |  | | |
| e-mail |  | | | | | | | |
| 活動場所 | フリガナ |  | | | | | | | |
| 名称 |  | | | | | | | |
| 住所（※２） | 大阪市　　　　　　　　　区 | | | | | | | |
| 連絡先 |  | | | | | | | |
| URL |  | | | | | | | |
| 活動内容 | 食事提供 ・　学習支援　・　その他 | | | （ | |  | | ） |
| 開催頻度 |  | | | | | | | |
| 参加費 |  | | | | | | | |
| 物資受取り施設  （※３） | | 入舟寮（港区）　　・　　四恩学園（天王寺区）　　・　　博愛社（淀川区）  東さくら園（東成区）　　・　　聖家族の家（東住吉区） | | | | | | | |

この申込書に記載の個人情報は、地域こども支援ネットワーク事業のみ利用し、他の目的では利用いたしません。

（※１）物資の提供による支援の申出があった場合の担当者の連絡先を記入してください。

（※２）活動場所が大阪市外の場合、登録いただくことはできません。

（※３）物資の受取先として希望する施設名（いずれか一つ）に○をしてください。

**大阪市ボランティア・市民活動センター　　FAX：０６-６７６５-５６１８　　メール：ocvic@osakacity-vnet.or.jp**

「地域こども支援ネットワーク事業」に提供される物資の取扱いに関する約款（活動団体用）

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、この約款の定めるところにより、「地域こども支援ネットワーク事業」において、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体（以下、「活動団体」という。）を支援するため、企業等からの申出に基づき引渡しを受ける物資を、活動団体へ引き渡すものとします。

１　物資の提供

（１）企業等から物資の提供による支援の申出があった場合に連絡を希望する活動団体（大阪市内に活動場所がある団体に限る。）は、事前に本会に登録（以下、「団体登録」という。）するものとします。

（２）本会は、企業等から申出があった場合には、事前にその情報（物資の名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限や賞味期限、アレルゲン〔注〕等）を確認し、活動団体の希望を考慮して、物資の種類や数量、提供日時や提供場所を設定した上で、企業等から物資の引渡しを受けるものとします。

　（注）アレルゲンとは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）及び平成27年３月30日消費表第139号消費者庁次長通知「食品表示基準について」に基づき食品に表示されている特定原材料等をいいます。

（３）活動団体は、本会が設定した引渡し日時及び引渡し場所において、引渡し場所の職員の指示のもと、本会が設定した種類及び量の物資を自ら仕分けし、無償で物資の引渡しを受けるものとします。

（４）本会は、活動団体がこの約款に反する行為を行った場合、当該団体の団体登録を取り消し、以後の登録を断ることができるものとします。

２　取扱い物資の種類

物資の種類は、文具、学習機材、衣類、防災備蓄品、米、水、缶詰、インスタント・レトルト食品、調味料など、常温で保管可能なものとし、保管にあたって冷蔵又は冷凍設備が必要な物資は取り扱わないものとします。

３　物資の品質確保

本会は、法令に適合（物資が食品である場合には、消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する物資を活動団体に引き渡すものとします。

４　物資の保存の方法及び物資が食品の場合の消費期限又は賞味期限の厳守

活動団体は、物資の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、物資が食品である場合には、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとします。

５　物資の転売等及び目的外利用の禁止

活動団体は、物資を転売せず、金銭その他の有価物と交換せず、また、活動団体の本来の活動以外の目的には利用しないものとします。

６ 責任の所在

（１）物資の品質については、活動団体が引渡しを受けた段階及び物資が食品である場合の消費期限又は賞味期限までは原則、企業等又は本会において品質を保証するものとし、提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、活動団体の責任において管理するものとします。

（２）物資が食品である場合の食品衛生上の問題については、活動団体が引渡しを受ける前の原因によるものは企業等又は本会の責任、提供後の原因によるものは活動団体の責任とします。

７ 事故発生時における対応

（１）活動団体は、物資に関係する事故等が発生した際には、まず本会に連絡することとします。

（２）物資に関係する事故が発生した場合、本会、活動　　団体、企業等又は関係者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとします。また、事故の原因究明や事故後の対応、再発防止等に取り組むための第三者委員会が設置された場合には、本会と活動団体はこれに協力するものとします。

８ 物資の情報の取扱い

活動団体における物資の製造・販売者名、物資の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、本会に確認をし、本会を通じての企業等からの指示に従うものとします。

９　団体登録の有効期間

　　　団体登録の有効期間は、申込日の属する年度の年度末までとします。期間満了の１か月前までに、活動団体から終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を１年間更新するものとし、以降も同様とします。なお、この約款について、本会は、一定の告知期間を設けたうえで、変更又は終了することがあります。